

金銭の借入利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払報告書

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

財務大臣 股
(日本銀行経由)

(年 月中)

報告年月日： _____
報告者： _____
名称及び _____
代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：千米ドル)

国	名	金銭の借入利息	預金利息	配当金		債	利	銀行手数料
				子会社配当金	その他の配当金			
米	国	527	563	531	526	528	561	431
カ	ナ							
オ	ーストラリア	601						
ス	イギース	215						
ペ	ルギース	208						
フ	ランス	210						
ポ	イリ	213						
イ	タリ	220						
ル	クセンブルク	209						
オ	ラソング	207						
イ	ギリス	205						
香	港	108						
シ	ンガポール	112						
合	計							

- (記入要領)
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 「国別区分」は、原取引（支払の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
 - 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
 - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- (日本工業規格B4)

金銭の貸付利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払の受領報告書

(年 月末現在)

報告者の名称

(単位：千米ドル)

国	名	金銭の貸付利息	預 金 利 息	配 当 金		債 券 利 子	収 益 分 配 金	銀 行 手 数 料
				子会社配当金	その他の配当金			
米 国	304	5 2 7	5 6 3	5 3 1	5 2 6	5 6 1	5 9 9	4 3 1
カ ナ ダ	302							
オーストラリア	601							
ス イ ス	215							
ベ ル ギ ー	208							
フ ラ ン ス	210							
ポ イ ツ	213							
イ タ リ ア	220							
ルクセンブルク	209							
オ ラ ン ダ	207							
イ ギ リ ス	205							
香 港	108							
シンガポール	112							
合 計								

(記入要領) 1 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の直接の相手先の所在国又は地域により区分に差し支えない。

2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格B4)